

寝屋川市みんなのまち基本条例(改正素案) パブリック・コメント

《パブリック・コメントの概要》

○意見等募集期間 : 平成30年1月5日(金)から平成30年2月5日(月)まで

○意見等の提出数 : 1人 7件

所属名:経営企画部 企画政策課

寝屋川市みんなのまち基本条例(改正素案)

意見のあらましと市の考え方

番号	条文等	項目	意見のあらまし	市の考え方
1	第6条第1項	安全・安心の向上	自然災害と犯罪を同列に扱うことはおかしい。 「市民は、自然災害等に備え、」を 「市民は、自然災害等に備え、防犯活動に努め、」 に変更してはどうか。	第6条第1項は、様々な危機事象が想定されることと、防犯の重要性を改めて示すことが必要であることから、「自然災害、犯罪等に備え」と改正するものであり、改正素案のとおりとします。
2	第7条第1項	透明性の確保等	「透明性」を 「市政の透明性」又は「市政運営の透明性」 に変更してはどうか。	第7条第1項の「市民と情報を共有して透明性を確保する」という規定は、透明性が市政の運営だけでなく、地域の課題解決においても確保するものと解されることから、改正素案のとおりとします。
3	第7条	透明性の確保等	パブリック・コメントでは、市民から出された意見を広く市民に公開し、より多くの市民と行政が情報を共有することが重要ではないか。	パブリック・コメント手続は、市の基本的な政策等の策定、改定等に当たり、その政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見等を募り、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方を公表し、市民等の多様な意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続をいいます。 パブリック・コメント手続につきましては、制度の趣旨にのっとり運用してまいります。
4	第8条	情報公開	寝屋川市情報公開条例第1条の条文のとおり、 「市民の市政に関する知る権利を保障する」を 「市民の市政に関して知る権利を保障する」 に変更してはどうか。	法制執務上問題がないため、改正素案のとおりとします。
5	第12条	市民の役割及び責務	「自己の発言及び行動に責任を持ち」は、条例に書かず、逐条解説「みんなのまち基本条例の解説」に書くべきではないか。	第12条の「自己の発言及び行動に責任を持ち」は、参画に当たっては、市民も公益の視点に立ち、自らの発言や行動に責任を持つことが必要であるとの観点から、改正素案のとおりとします。
6	第13条第1項	議会の役割	「行う」を 「行わなければならない」 に変更してはどうか。	第13条第1項は、役割を規定する条文であるため、「行う」とするのが望ましいことから、改正素案のとおりとします。

番号	条文等	項目	意見のあらまし	市の考え方
6	第14条 第1項	議会の責務	「果たすものとする」を 「果たさなければならない」 に変更してはどうか。	各条文の文末の表現については、条例で定めるなど、具体的な 手続や事業につながる条項についてのみ、文末を強い義務付け とするのが望ましいことから、改正素案のとおりとします。
	第2項		「努めるものとする」を 「努めなければならない」 に変更してはどうか。	
	第15条	市議会議員の役割及 び責務	「遂行するものとする」を 「遂行しなければならない」 に変更してはどうか。	
	第16条 第1項	市長の役割及び責務	「遂行するものとする」を 「遂行しなければならない」 に変更してはどうか。	
	第2項		「取り組むものとする」を 「取り組まなければならない」 に変更してはどうか。	
	第17条 第1項	行政の役割及び責務	「遂行するものとする」を 「遂行しなければならない」 に変更してはどうか。	
	第2項		「提供するものとする」を 「提供しなければならない」 に変更してはどうか。	
	第3項		「取り組むものとする」を 「取り組まなければならない」 に変更してはどうか。	
	第18条 第1項	職員の役割及び責務	「努めるものとする」を 「努めなければならない」 に変更してはどうか。	
	第2項		「遂行するものとする」を 「遂行しなければならない」 に変更してはどうか。	
第3項	「取り組むものとする」を 「取り組まなければならない」 に変更してはどうか。			
7	第14条 第1項	議会の責務	「調査し、監視する機能」を 「調査し、提案し、監視する機能」 に変更してはどうか。	第14条第1項は、議会の主たる権能を議会の責務として規定し ている条文であり、全ての権能を記載するものではないこと、 また、提案の内容については、第15条市議会議員の役割及び責 務で規定していることから、改正素案のとおりとします。